

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

## 1 (4) 最低賃金の引上げと法遵守について

大阪の最低賃金は政労使合意の全国最低 800 円に到達したが、全国平均 1,000 円に到達できるよう中小企業への支援施策を関係機関と連携し強化をはかること。また、ワーキングプア（働く貧困層）が社会問題となっていることから、国や労働局に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障しうる金額水準まで引き上げる意見書等の採択を検討されること。一方、最低賃金を下回る企業求人が見受けられることから、法違反に対する罰則規定等についても労働局と連携をはかり事業所へ周知すること。

（回答）

最低賃金の引上げについては、国に対し、「地域別最低賃金について、全ての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして十分に機能するよう、『生活保護に係る施策との整合性』及び政労使会議等の合意内容を十分勘案し、その引き上げに努められ」るよう求めるとともに、非正規労働者の処遇改善を図るための取組みの推進を求める要望を行っています。大阪府議会においても、平成 20 年 10 月に、最低賃金の引上げなどによる生活支援対策の強化などについての意見書が採択されています。

最低賃金引上げに伴う中小企業への支援施策については、国において、相談、中小企業への専門家派遣、セミナー開催を実施する「最低賃金総合相談支援センター」が設置されており、大阪府では、府のホームページで周知を図っているところです。

また、最低賃金制度について、大阪府のホームページへの掲載や、総合労働事務所の労働関係情報メール配信サービスなどで、改定の周知を行うとともに、「働く人、雇う人のためのハンドブック」などの啓発冊子などを通じて、企業等に周知・啓発を実施しています。

（回答部局課名）

商工労働部 雇用推進室 労政課